

平成24年1月27日
沖 縄 県

米くら（豊見城市字翁長844-18）による袋詰精米の不適正表示に対する措置について

本県は、「米くら」が表示責任者として製造した平成23年産袋詰精米商品について、下記のとおり不適正な表示を行い、販売していたことを確認しました。

このため、本日、「米くら」に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく指示を行いました。

1 経 過

平成23年11月に内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（以下「事務局」という。）が米くらを表示責任者とする袋詰精米を買い上げ、米の品種にかかるDNA分析を行ったところ異品種混入の疑義が生じた。

本県及び事務局は、平成23年12月16日～平成24年1月20日にかけて、立入検査等を実施し、その結果、米くらが表示責任者として製造する平成23年産袋詰精米商品について、下記のとおり不適正な表示を行い販売していたことを確認した。

2 不適正表示のあった袋詰精米及び内容

(1)「徳島県産 コシヒカリ 23年産」

原料玄米の全部又は一部に「千葉県産 ふさがね 23年産」を使用したにもかかわらず、「単一原料米 徳島県産 コシヒカリ 23年産」と表示し、少なくとも平成23年9月15日165kg、平成23年9月17日～10月11日までの間に595kgを一般消費者に販売することを目的として、取引先の小売業者へ販売した。

(2)「栃木県産 あさひの夢 23年産」

原料玄米の全部又は一部に「千葉県産 ふさがね 23年産」及び「宮城県産 ひとめぼれ 23年産」を使用したにもかかわらず、「単一原料米 栃木県産 あさひの夢 23年産」と表示し、少なくとも平成23年10月15日～12月31日までの間に、13,729kgを一般消費者に販売することを目的として、取引先の小売業者へ販売した。

(3)「栃木県産 コシヒカリ 23年産」

原料玄米の全部又は一部に「千葉県産 ふさがね 23年産」及び「宮城県産 ひとめぼれ 23年産」を使用したにもかかわらず、「単一原料米 栃木県産 コシヒカリ 23年産」と表示し、少なくとも平成23年10月17日～12月30日までの間に、1,825kgを一般消費者に販売することを目的として、取引先の小売業者へ販売した。

(4)「宮城県産 コシヒカリ 23年産」

原料玄米の全部又は一部に「千葉県産 ふさこがね 23年産」及び「宮城県産 ひとめぼれ 23年産」を使用したにもかかわらず、「単一原料米 宮城県産 コシヒカリ 23年産」と表示し、少なくとも平成23年10月5日～12月31日までの間に、3,955kgを一般消費者に販売することを目的として、取引先の小売業者へ販売した。

(5)「熊本県産 ヒノヒカリ 23年産」

原料玄米の全部又は一部に「千葉県産 ふさこがね 23年産」及び「宮城県産 ひとめぼれ 23年産」を使用したにもかかわらず、「単一原料米 熊本県産 ヒノヒカリ 23年産」と表示し、少なくとも平成23年10月15日～11月3日までの間に、390kgを一般消費者に販売することを目的として、取引先の小売業者へ販売した。

(6)「宮城県産 ひとめぼれ 23年産」

原料玄米の全部に「千葉県産 ふさこがね 23年産」を使用していたにもかかわらず、「単一原料米 宮城県産 ひとめぼれ 23年産」と表示し、少なくとも平成23年10月5日～10月20日までの間に、185kgを一般消費者に販売することを目的として、取引先の小売業者へ販売した。

(7)「複数原料米 国産 10割」(精米年月日の誤表示)

商品名「ぴかいち倶楽部(複数原料米)」の原料として仕入れた「平成23年産 国産 中白米」及び「平成23年産 新潟県産 中白米」と伝達を受け袋詰された精米を、自社精米機を使用して再とう精した年月日を表示し袋詰めした商品を、平成23年11月1日から12月31日の間に、14,145kgを一般消費者に販売することを目的として、取引先の小売業者へ販売した。

3 措置の内容

米くらが行った上記2(1)から(5)の行為は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第19条の13第2項の規定に基づき定められた玄米及び精米品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号、以下「品質表示基準」という。)第4条第1項第2号ア及びイの規定に違反する不適正な表示であり、2(6)の行為は品質表示基準第4条第1項第2号アの規定に違反する行為であり、2(7)の行為は品質表示基準第4条第1項第4号イの規定に違反する不適正な表示である。

このため、本県は、米くらに対し、法第19条の14第1項の規定に基づき、平成24年1月27日付けで以下のとおり指示を行いました。

- (1) 米くらが販売するすべての袋詰精米について、不適正な表示の袋詰精米を発見した場合には、直ちに適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 米くらが販売した袋詰精米の一部に、品質表示基準で定められた表示事項が表示されず又は遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、貴殿における袋詰精米の表示に関する認識が著しく欠如していたこと、及び名称、産地、品種、産年、精米年月日等の品質表示内容の確認、及び表示根拠となる書類の整備・保存とその管理体制に不備があると考えざる得ないことから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果をふまえ、米くらにおける品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、事業所内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止策を実施すること。

- (4) 米くらの責任者及び全従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)に基づき講じた措置について、平成24年2月27日までに沖縄県知事あて報告書を提出すること。

4 今後について

本県の今回の指示に従い、米くらが講じた措置について、適正に行われているか改めて検査を行うこととしています。

(参考) 不適正表示のあった袋詰精米の原料玄米及び販売時期、販売数量

上記2(1)から(6)の袋詰精米商品の販売時期及び数量については、とう精記録等を適切に管理作成していないため確定することはできないが、販売伝票等を積み上げた結果、概ね下表のとおりである。

No.	表示	原料玄米	販売期間	販売数量 (精米kg)
①	徳島県産コシヒカリ23年産	徳島県産コシヒカリ23年産	平成23年9月15日	165
		千葉県ふさがね23年産	平成23年9月17日～10月11日	595
		千葉県ふさがね23年産		
			小計	760
②	栃木県あさひの夢23年産	千葉県ふさがね23年産	平成23年10月15日～10月20日	355
		千葉県ふさがね23年産 宮城県ひとめぼれ23年産	平成23年10月22日～11月17日	3,813
		栃木県あさひの夢23年産(900玄米kg) 千葉県ふさがね23年産 宮城県ひとめぼれ23年産	平成23年11月18日～12月31日	9,561
			小計	13,729
③	栃木県コシヒカリ23年産	千葉県ふさがね23年産	平成23年10月17日～10月19日	100
		栃木県コシヒカリ23年産(180玄米kg) 千葉県ふさがね23年産 宮城県ひとめぼれ23年産	平成23年10月24日～12月30日	1,725
			小計	1,825
④	宮城県コシヒカリ23年産	千葉県ふさがね23年産	平成23年10月5日～10月19日	145
		宮城県コシヒカリ23年産(540玄米kg) 宮城県ひとめぼれ23年産	平成23年10月26日～12月31日	3,810
			小計	3,955
⑤	熊本県ヒノヒカリ23年産	千葉県ふさがね23年産	平成23年10月15日～10月20日	135
		千葉県ふさがね23年産 宮城県ひとめぼれ23年産	平成23年10月22日～11月3日	255
			小計	390
⑥	宮城県ひとめぼれ23年産	千葉県ふさがね23年産	平成23年10月5日～10月20日	185

《問い合わせ先》

沖縄県農林水産部流通政策課 照屋、金城、雉鼻

Tel : 098-866-2255 Fax : 098-862-7519

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（抜粋）

（昭和二十五年五月十一日号外法律第七十五号）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第19条の13

内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

（表示に関する指示等）

第19条の14

第19条の13第1項若しくは第2項の規定により定められた同条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第2項の規定により定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第19条の14の2

前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

玄米及び精米品質表示基準（抜粋）

（制定平成12年3月31日農林水産省告示第515号）

（表示の方法）

第4条

前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

（2）原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあっては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあっては、「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名を記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記すること。この場合、国産品にあっては「国内産△割」と、輸入品にあっては原産国ごとに「○○産△割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「○○」には国名、「△」には使用割合を表す数字を記載すること（イからエにおいて同じ。）。

（4）精米年月日

ア [略]

イ 調製年月日、精米年月日若しくは輸入年月日の異なるものを混合したものにあつては、最も古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を記載すること。